

改正

平成16年9月30日条例第9号

平成18年6月26日条例第24号

平成26年3月26日条例第6号

平成27年6月15日条例第21号

平成27年12月17日条例第35号

令和6年3月22日条例第9号

令和7年10月1日条例第32号

令和8年6月〇日条例第〇号

太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、太子町立文化会館（以下「会館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定め、『豊かな歴史と美しい自然の中で生活文化を創造するまち・太子』の文化の拠点とし、人々のふれあいと交流から生まれる新しい文化の創造を図り、太子町の文化振興、文化の向上に寄与することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 太子町立文化会館（愛称 あすかホール）
- (2) 位置 太子町鵜1310番地1

(会館の構成)

第3条 会館は、次の区分をもって構成する。

- (1) 文化活動推進ゾーン
- (2) ふれあい交流ゾーン

(施設及び業務)

第3条の2 前条に規定する各区分の施設及び業務は次のとおりとする。

2 文化活動推進ゾーンは、大ホール及び中ホールで構成し、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 音楽、演劇、講演会等の文化的行事を開催し、芸術、文化活動の推進を図る。

(2) 芸術、文化活動、文化情報の提供を行う。

(3) 前2号のほか、文化活動を推進するための業務

3 ふれあい交流ゾーンは、視聴覚室、会議室、研修室兼リハーサル室、和室及び創作室で構成し、次の各号に定める業務を行う。

(1) 音楽、演劇、講演等の活動のために施設を提供し、文化振興の普及及び啓発、創作、調査、研究を行う。

(2) 貸館業務、展示業務等の推進を図るとともに、ふれあいと交流を図り、施設の提供を行う。

(3) 前2号のほか、住民のふれあいと交流のための業務

(職員)

第4条 会館に、館長及びその必要な職員を置くことができる。

(休館日)

第5条 会館の休館日は、次の各号に定める日とする。

(1) 火曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)の翌日。ただし、その日が火曜日、日曜日又は他の祝日にあたるときは、その翌日(以下「振替日」という。)とする。

(4) 前号に規定する振替日が火曜日、日曜日又は他の祝日の振替日にあたるときは、その翌日

(5) 特別点検日 月の末日。ただし、この日が火曜日又は祝日にあたるときは、その前日とする。

2 教育委員会が特に必要があると認めるときは、前項の休館日において臨時に開館し、又は休館日以外の日において臨時に休館することができる。

(開館時間)

第6条 会館の開館時間は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

(2) 午後6時以降において会館の使用がない場合は、閉館することができる。

(3) 前2号の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(使用の許可等)

第7条 会館を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、教育委員会の許可を受けな

ればならない。許可された事項を変更するときも、同様とする。

- 2 申請者は、使用する目的、内容等によっては、あらかじめ関係機関と協議し承認を受けなければならない。
- 3 会館の附属設備を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。
- 4 会館の使用に際し、会館の附属設備以外の特別な設備又は装飾を必要とする者は、その内容を記載した仕様書を提出して、教育委員会の許可を受けなければならない。
- 5 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、その使用を許可しない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (2) 太子町暴力団排除条例（平成25年条例第7号）第2条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者等であるとき。
 - (3) 管理運営上支障があると認めるとき。
 - (4) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。
- 6 教育委員会は、第1項、第3項又は第4項の規定により許可を行う場合において、管理上必要な条件を付することができる。

（使用許可の取消等）

第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認められるときは、使用許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは使用の中止又は会館からの退去を命ずることができる。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
 - (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (3) 災害等緊急やむを得ない事由により、会館が使用できないとき。
 - (4) その他教育委員会が使用を不適當と認めたとき。
- 2 前項の措置により、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害が生じても、町はその責めを負わない。

（使用期間及び時間）

第9条 会館は、教育委員会が認めた場合を除き、同一の利用者が引き続き5日を超えて使用することができない。ただし、期間内に第5条に規定する会館の休館日が含まれる場合は、その休館日を除く。

- 2 使用時間は、本来の目的に要する時間のほかに、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 使用者は、教育委員会の許可を得て、使用時間の前後30分を限度として使用時間を延長又は繰り上げすることができる。

(使用料)

第10条 使用者は、別表1に定める使用料(消費税を含む。)を前納しなければならない。ただし、町長が認めるときは、後納させることができる。

2 附属設備の使用についても、規則に定める使用料(消費税を含む。)を同時に納付するものとする。

3 第7条第4項の規定により許可を受け設置した特別な設備又は装飾に係る費用は、全て使用者の負担とする。

4 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、規則に定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により会館を使用できなくなったとき。

(2) 使用者が使用する日の10日前(大ホール及び中ホールにおいては30日前)までに使用の中止を届け出て、教育委員会が認めたとき。

(使用料の減免)

第10条の2 前条に定める使用料のうち、ふれあい交流ゾーン内の施設について使用料を減免することができる。

(使用者の責務)

第11条 使用者は、あらかじめ会館職員と施設の使用方法、遵守事項その他必要な事項を打ち合わせしなければならない。

2 使用者は、使用の際、許可証を会館職員に提示し、その指示を受けなければならない。

3 使用者は、施設内の秩序を保持するため、必要な責任者を置かななければならない。

4 使用者は、使用する施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

5 使用者は、会館使用の権利を他人に譲渡又は転貸してはならない。

6 使用者は、使用に関して一切の事故について責めを負うものとする。

7 使用者は、会館の使用を中止しようとするとき又は施設若しくは設備をき損又は滅失したときは、直ちに届け出なければならない。

8 使用者は、会館の使用を終了したとき又は第8条の規定により使用許可を取り消されたときは、当該施設等の清掃、整頓を行い、その旨を館長に報告しなければならない。

9 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、教育委員会が使用者に代わってこれを執行し、使用者はその要した費用を負担しなければならない。

10 使用者は、施設等をき損又は滅失した場合は、教育委員会が認定した損害額を支払わなければならない。

ならない。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 規則に定める収容人員を超えて入館させないこと。
- (2) 使用許可を受けた当該施設及び附属設備以外は使用しないこと。
- (3) 許可なくして、募金、物品の販売、宣伝その他これに類する行為をしないこと。ただし、使用許可を受けた当該施設内では、この限りでない。
- (4) 許可された場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 火災、盗難事故等の発生を防止する措置をとること。
- (6) 許可なくして、広告、はり紙、くぎ打ち、その他これらに類する行為をしないこと。
- (7) 入館者に次条各号に掲げる事項を守らせること。
- (8) その他会館職員の指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

第13条 入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 館内において飲酒、飲食、喫煙をしないこと。ただし、所定の場所若しくは特別の事由により許可を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為、又はこれらのおそれがある物品、若しくは動物の類を携帯しないこと。
- (3) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (4) 許可された場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 会館職員及び使用者の指示に従うこと。

(職員の立入り)

第14条 会館職員は、災害等緊急やむを得ない場合は、使用中の施設に立ち入ることができる。

(目的外使用)

第15条 許可を受けて会館の一部を目的外に使用しようとする者は、別表2に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、毎月10日までにその月分を納付しなければならない。

3 第7条、第10条第3項から第11条まで及び第14条の規定は、第1項の使用について準用する。

(保証金)

第16条 前条の目的外使用について教育委員会が必要と認めるときは、使用者に保証金を納付させ

ることができる。

- 2 前項の保証金の額は、使用の種別によりその都度教育委員会が定める。
- 3 保証金は、使用終了後、使用者に還付する。ただし、未納の使用料、賠償金、その他使用者が負担すべき費用があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。
- 4 保証金には、利子を付さない。

(指定管理者による管理)

第17条 教育委員会は、法第244条の2第3項の規定により、教育委員会の指定を受けた者(以下「指定管理者」という。)に会館の管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 会館の運営に関する業務
 - (2) 会館の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
 - (3) 会館の使用の許可に関する業務
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

- 3 第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、第5条第2項中「教育委員会が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者はあらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第6条第3号中「教育委員会が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者はあらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第7条から第9条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「町長」とあるのは「指定管理者」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条の2(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条から第13条中「会館職員」とあるのは「指定管理者」と、「館長」とあるのは「指定管理者」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第14条の見出し中「職員」とあるのは「指定管理者」と、同条中「会館職員」とあるのは「指定管理者」と、第15条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第16条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、別表1及び別表2中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(利用料金)

第18条 前条第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、町長は利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 利用料金は、別表1及び別表2に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長

の承認を得て定めるものとする。

(規則への委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例(平成5年条例第14号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例施行の際、現に旧条例の規定に基づいてなされた許可、指示その他の処分又は申請、届出その他の手続は、この条例の相当規定に基づいてなされた処分又は手続とみなす。

附 則(平成16年9月30日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年6月26日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、この条例による改正前の規定により地番の刷込みがなされている帳票等で、現に残存するものは、なお当分の間、使用することができ、効力を有する。

附 則(平成26年3月26日条例第6号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月15日条例第21号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成27年12月17日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の

使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月 22 日 条例第 9 号 抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 10 月 1 日 条例第 32 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 6 月 〇 日 条例第 〇 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の別表 1 の規定は、令和 9 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表 1 の規定は、令和 9 年 7 月 1 日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表 1（第 10 条 関係）

基本使用料

（単位：円）

施設の名称	使用時間	午前	午後	夜間	午前 ～ 午後	午後 ～ 夜間	終日
		午前 9 時	午後 1 時	午後 6 時	午前 9 時	午後 1 時	午前 9 時
		～ 正午	～ 午後 5 時	～ 午後 10 時	～ 午後 5 時	～ 午後 10 時	～ 午後 10 時
大ホール	平日	19,800	26,400	33,000	46,200	59,400	79,200

	土・日・祝	24,800	33,000	41,300	57,800	74,300	99,100
中ホール	平日	6,300	8,400	10,500	14,700	18,900	25,200
	土・日・祝	7,900	10,500	13,100	18,400	23,600	31,500
視聴覚室（ミニシアター）		3,600	4,800	4,800	8,400	9,600	13,200
会議室		1,800	2,400	2,400	4,200	4,800	6,600
研修室兼リ ハーサル室	第一	1,800	2,400	2,400	4,200	4,800	6,600
	第二	1,800	2,400	2,400	4,200	4,800	6,600
和室		1,800	2,400	2,400	4,200	4,800	6,600
創作室		1,800	2,400	2,400	4,200	4,800	6,600
楽屋	第一（洋室）	900	1,200	1,500	2,100	2,700	3,600
	第二（洋室）	900	1,200	1,500	2,100	2,700	3,600
	第三（洋室）	900	1,200	1,500	2,100	2,700	3,600
	第四（和室）	900	1,200	1,500	2,100	2,700	3,600
	第五（和室）	900	1,200	1,500	2,100	2,700	3,600
ロビー ホワイエ		4,500	6,000	7,500	10,500	13,500	18,000

備考

- 1 大ホールを使用する場合で、大ホールの舞台のみを練習等で使用しようとする場合は、基本使用料の5割とする。（舞台・音響・照明等の操作員を必要としない場合のみ。）
- 2 各施設を使用する場合に冷暖房を使用するときは、次のとおりとする。
 - (1) 入場料等の徴収又は営利を目的とする場合は、基本使用料の10割を加算する。
 - (2) それ以外の場合は、基本使用料の5割を加算する。
- 3 第9条第3項の規定により使用時間を延長又は繰上げした場合は、基本使用料の5割を加算する。
- 4 斑鳩公民館に登録している自主活動グループ又は団体が、会議室又は和室を使用する場合の使用料は、太子町立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和41年条例第20号）別表1中「斑鳩公民館」の項及び同表備考を適用する。

特別使用料

各施設を使用する場合で、入場料若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利、営業、宣伝の目的をもって使用する場合の使用料は、基本使用料の額に下記の表に定める割合を乗じた額

を加算する。

区分	割合
入場料等の額が1,000円未満	5割
入場料等の額が1,000円以上	10割
営利、営業、宣伝を目的とする場合	10割

別表2（第15条関係）

種別	使用料
喫茶室	町長が別に定める額

特別に電気その他を使用するときは、実費を徴収する。